

摂津市立第一中学校 部活動に係る活動方針

令和8年度

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画及び毎月の休養日等の報告書を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し、理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 令和8(2026)年度の部活動の編成については以下の通り

運動部	文化部
男子バスケットボール部、バドミントン部、女子バスケットボール部、女子バレー部、卓球部、野球部、サッカー部、ラグビー部、ソフトボール部、ソフトテニス部、水泳部	吹奏楽部、美術部、科学技術部、手芸部、国際交流部
計 11 クラブ	計 5 クラブ

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中の休養日は週当たり2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を含め、部ごとに年間104日以上を休養日を設定する。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に公式戦等(対外試合)で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

(5) 学校部活動終了時刻について（以下参照）

摂津市立中学校の学校部活動の終了時刻については、
「部活動は生徒の健全な心身の発達や社会性の育成を図る重要な教育活動であること」
や「教職員の勤務時間が17時までであること」に鑑みて、原則17時まで、最大でも17時30分までとする。ただし、公式な大会前などは、部活動ガイドラインに則り、最大でも18時までとする。

※午前授業日及び休日等（長期休業期間も含む）についても、部活動ガイドラインに則った活動時間とすること。

4. 指導について

- (1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (3) 生徒の体力等を鑑みて、気温や湿度など天候に留意し、練習時間の短縮や練習内容の工夫、こまめな給水などにより生徒の安全を第一に指導する。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。